


報告第3号

専決処分の報告について（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年3月4日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 


提案理由

道路管理瑕疵による車両物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月1日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和3年12月28日 午後3時00分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市筒戸地内 市道24381号線
- 3 賠償の相手方
- 4 事故の概要 相手方は、事故発生場所を走行時、対向してきた車両を避けようとして左脇へ寄ったところ、現地が薄暗く蓋無しの側溝に気付かずタイヤを落とし、左側前後のタイヤ及びサスペンション等が破損した。
- 5 損害賠償額 300,000円
- 6 市の過失割合 20%